

○自治医科大学研究倫理に関する規程

(平成 27 年規程第 50 号)

改正 令和 6 年規程第 29 号

(目的)

第 1 条 この規程は、自治医科大学（以下「本学」という。）の学術研究活動の信頼性と公平性を確保し、人類の福祉や社会との調和を果たす研究を推進するため、研究活動上の基本的な倫理指針を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程における「研究」とは、本学で行われるすべての学術研究活動を包含し、試資料収集などの予備的な活動も含める。

2 本規程における「研究者」とは、本学に所属する教員、研究員の他、本学で研究活動に従事するすべての者を指し、学生も研究活動に従事するときは、「研究者」に準じるものとする。

(研究者の責務)

第 3 条 研究者は、研究活動には社会的な責任が生じることを自覚し、研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないことはもとより、研究、調査データの記録保存や適切な取扱いを徹底し、不正行為の発生を未然に防止できるような体制を構築しなければならない。

2 研究者は、研究活動に対する疑義について、本学及び社会に対して説明責任を負う。

3 研究を指導する立場にある者は、指導下にある研究活動の不正行為に対して、管理・監督責任を負う。

(関連法令及び研究指針の遵守)

第 4 条 関連省庁において研究に関する法令及び研究指針が定められている領域の研究を実施しようとする研究者は、当該法令及び研究指針を遵守しなければならない。

2 放射線実験、遺伝子組換え生物実験、動物実験等、本学規程等により申請・承認が義務付けられている研究では、自治医科大学研究公正委員会での承認を受けなければならない。

(生命倫理の尊重)

第 5 条 研究者は、人や動物など生命を対象とする研究を行う場合は、生命倫理を尊重しなければならない。

(環境・安全への配慮)

第 6 条 研究者は、研究実施に際し、環境や安全に対して十分な配慮を行うものとする。

(研究倫理審査)

第 7 条 本学で定められた研究倫理審査の対象となる領域の研究を実施しようとする研究者は、本学規程等に基づき本学で開催される各種の倫理審査委員会で、承認を得なければならない。

2 前項の研究を実施しようとする研究者は、本学規程等で定められた内容、頻度で倫理教育・研修を受講しなければならない。

(研究費の適切な使用)

第 8 条 研究者は、研究費の使用にあたっては、研究の助成目的等を尊重するとともに、本学規程等及び研究費ごとに定められた条件や使用規則等を遵守しなければならない。

2 公的な研究費を申請する研究者は、申請に当たり、本学規程等で定められた内容の教育・研修を受講しなければならない。

(研究成果の適切な発表及びオーサーシップ)

第 9 条 研究者は、研究成果の公表について、データの論拠や信頼性の確保に向けて十分留意するとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティーを尊重して公正、かつ、適切な引用を行うものとする。

2 学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既に発表されている関連データの利用や著作権等について、各研究組織、研究分野、学術誌ごとにある固有の慣例やルールに則って細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行うものとする。

(審査の公平性)

第 10 条 研究者は、他者の研究論文の査読や審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係によって不当な評価を行うことなく、学問的な基準や当該審査の審査基準に基づき、公平に行わなければならない。

(契約の遵守及び守秘義務)

第 11 条 研究者は、研究や知的財産権に関する契約を締結する際は、本学が定める手続きに則り行い、契約書に定められた内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守しなければならない。

(差別やハラスメントの排除)

第 12 条 研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想、信条による差別を行ってはならない。

2 研究者は、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示、指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとってはならない。

(個人情報保護)

第 13 条 研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報について、関連法令及び本学規程等に基づき、適正に取扱い、個人情報の保護に努めなければならない。

(利益相反)

第 14 条 研究者は、自らの研究活動において、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、その状況が発生する場合には、本学規程等に基づき、情報公開及び適正なマネジメントを行うものとする。

(大学の責務)

第 15 条 本学は、研究倫理に係わる意識を高め、かつ、研究活動に係わる不正行為及び研究費の取扱いにおける不正行為を防止するため、倫理教育の徹底や監査委員会の設置など必要な措置を講じるものとする。

2 本学は、研究活動について大学内部から不正を指摘した者に対して、そのことで不利益が生じないように適切な措置を講じるものとする。

3 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たさなければならない。

(庶務)

第 16 条 本規程の運用にあたっては、研究推進課が庶務を担当する。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、研究倫理に関し必要な事項は、自治医科大学研究公正委員会の意見を聴いて、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年規程第 29 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。